

# 指定通常規模型通所介護 / 介護予防・日常生活支援総合事業

## 機能強化型デイサービス ファントレふくろう 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 福老が開設する、機能強化型デイサービスファントレふくろうが行う指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態、事業対象者等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 事業者自らその提供する指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる従業者は、指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 機能強化型デイサービス ファントレふくろう
- (2) 所在地 岩手県花巻市桜台二丁目 24 番 30 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

サービスの利用申込に係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従事者に対する助言指導、通所介護計画の作成、説明等を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、サービスの利用申込に係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従事者に対する助言指導、通所介護計画の作成、説明等を行う。

(3) 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者への介護、その他の指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供に従事する。

(4) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。

(5) 看護職員 1名以上(同法人別事業所との連携により確保するものとする)

看護職員は、利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(1月1日、8月13日を除く)

その他災害・感染症流行時・衛生管理上休業が必要な場合の臨時休業あり

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 1単位目：午前9時00分から午後12時05分までとする。

2単位目：午後1時40分から午後4時45分までとする。

(利用定員等)

第6条 事業所の利用定員等は、次のとおりとする。

(1) 実施単位 2単位

(2) 利用定員 25人

(通所介護計画の作成等)

第7条 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に通所介護計画を作成するものとする。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、そ

の内容に沿った通所介護計画を作成するものとする。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容)

第8条 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

(2) 健康状態の確認

(3) 利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（機能訓練・アクティビティ）を提供する。

(4) 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及びその助言を行う。

(5) 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び花巻市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によるものとし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、介護保険負担割合証の利用者負担の割合により請求する。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

おむつ代 フラットタイプ・パンツタイプ・尿とりパッド 各 150 円/枚

3 指定通常規模型通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費。

4 前各項の費用の支払いを受けるにあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、花巻市(13 km圏内)とする。

(サービス利用に当たっての利用者及び家族の留意事項)

第11条 サービス利用に当たっての利用者及び家族の留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。

- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証、介護保険負担割合証の提示を行うこと。
- (8) 第 13 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(虐待防止について)

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 従業者は、通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを実施中に、利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 14 条 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通常規模通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業サービスについて、必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

#### (秘密保持)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するものとする。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所の個人情報の取り扱いについては、法人の個人情報保護規程等により適正な方法で取り扱うものとし、保有する個人情報についてはその利用目的の範囲内でできる限り最新かつ正確な内容を保持するよう努めるものとする。

4 事業所は、サービス担当者会議等において利用者及び家族等の個人情報をを用いる場合は、利用者及びその家族等の同意を予め文書により得るものとする。

#### (苦情処理)

第 16 条 提供した指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

#### (損害賠償)

第 17 条 利用者に対する通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (衛生管理)

第 18 条 事業所では、通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

#### (その他運営についての留意事項)

第 19 条 指定通常規模型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存することとする。

3 管理者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 福老との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。